

陳 情 文 書 表

(都市計画局)

受理番号	3162	受理年月日	令和4年5月18日
件名	北山エリア整備基本計画の見直し等		
要旨	<p>京都市は、2021年4月に府の整備基本計画と全く同じ内容の京都市都市計画マスタープランにおける17番目の地域まちづくり構想において北山文化・交流拠点地区を公表している。</p> <p>今年に入ってコンサルタント会社であるKPMGが2022年1月31日に整備基本計画の具体化としての北山エリア整備事業手法等検討業務報告書なるものを京都府に提出した。</p> <p>その内容は、(1) 2,000人足らずの学生しかいない府立大学に巨大な1万人規模の遊戯施設であるアリーナの建設計画で、費用は175億円であり、30年で22億円以上の赤字が出ること、(2) サブアリーナの建設場所やその費用も示されていないこと、(3) 観覧温室の中に、1,000平方メートルの面積を有するカフェ等を建設することにみられるように、植物園に似つかわしくない商業施設を植物園内に建設する計画であること、(4) 府立文芸会館の継承となり得るか疑問のシアターコンプレックス(劇場複合施設)の建設計画であること、(5) 北山エリア全体の建設費等で300億円超、30年で230億円の赤字であること等が明らかになった。</p> <p>このように府の作成の整備基本計画に基づくKPMGの報告書を見ると、サブアリーナの建設場所やその費用すら示されず、赤字覚悟の計画等であり、この計画そのものが破綻していることが証明されたと言えるのではないかと。このまま強引にこの計画を押し進めるならば、植物園は公園化し、植物園の周辺は人と車であふれ返ることにより、府立大学の教育や住民の生活に多大な悪影響が生じることが予想される。府民・市民には多大な費用負担のみが押し付けられることになりかねない。</p> <p>そもそもこの地域は第二種中高層住居専用地域であり、建築基準法第48条によると、遊戯施設・風俗施設であるアリーナ、劇場、ホテルは建設できないことになっている。企画提案仕様書にも、「本事業の実施に当たっては、計画内容に応じて、関連する関係法令、条例、規則等を遵守する。」と書かれている。それにもかかわらず、法律違反を承知で京都府と京都市が一体となって計画を押し進めているところに最大の問題がある。</p> <p>ついては、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 京都市策定の17番目の地域まちづくり構想を都市計画法や建築基準法に基づいて抜本的に見直し、京都府作成の北山エリア整備基本計画を抜本的に見直すよう意見書を京都府に提出すること。</li> <li>2 植物園を中心とする北山エリアの環境と景観の保全に取り組むこと。</li> <li>3 正確な情報開示の下、説明会を行うこと。</li> </ol>		
陳情者			
回付委員会	まちづくり委員会		